

重要事項説明書
(居宅介護支援、介護予防居宅介護支援)

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 愛誠会
事業者の所在地	新見市唐松 1 7 4 9 番地 2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 渡 部 勝 吉
電話番号	0 8 6 7 - 7 6 - 1 0 0 0
指定年月日及び指定番号	平成 1 2 年 2 月 1 日 第 2 1 0 1 0 7 号
メールアドレス	karamatu@guitar.ocn.ne.jp

2. ご利用の事業所

事業所の名称	唐松荘居宅介護支援事業所
事業所の所在地	新見市唐松 1 7 4 9 番地 2
管理者の氏名	池田 多喜
電話番号	0 8 6 7 - 7 6 - 2 0 1 1
ファクシミリ番号	0 8 6 7 - 7 6 - 2 3 3 5
緊急連絡先	0 8 6 7 - 7 6 - 1 0 0 0 (特養 唐松荘)
指定事業所番号	3 3 7 1 0 0 0 0 4 7

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的 施設運営の方針	この施設は、介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居宅介護支援サービスを提供する。
------------------	---

4. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員 数	区分				常勤換 算後の 人員	職務内容
		常勤		非常勤			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管理者			1				業務・事務の統括（介 護支援専門員と兼務）
介護支援専門員		2	1			3	居宅介護計画の作成

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（8:30～17:00、土曜日は8:30～12:00）常勤で勤務	日曜、祝祭日、土曜月2回
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8:30～17:00、土曜日は8:30～12:00）常勤で勤務	日曜、祝祭日、土曜月2回

6. 営業日

営業日	月曜日から土曜日（休業日は、日曜日、祝祭日、年末年始12月29日から1月3日まで）
営業時間	月曜～金曜8:30～17:00、土曜8:30～12:00

7. 居宅介護支援サービスの概要

種 類	内 容	提供方法	利用料
要介護認定の申請代行	新規・更新・変更に係る申請	申請時、期間終了前、必要時	無料
サービス計画の立案	毎月のケアプランを作成	月末までに翌月分を提供	無料
情報提供 連絡調整	各事業所とサービス及び内容調整	随時	無料

※指定居宅介護支援の提供は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

※前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合は別紙1のとおりです。

8. 事業の実施地域

実施地域	新見市
------	-----

9. 苦情等申立先及び処理体制・手順

当施設ご利用相談室	苦情処理責任者 施設長 池田 泉、 窓口担当者 池田 多喜 ご利用時間 毎日午前8時30分～午後5時 ご利用方法 電話 0867-76-2011 面接 随時
-----------	---

その他の窓口	新見市健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係 電話 0867-72-3148 岡山県国民健康保険団体連合会 電話 086-223-8811 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時
処理体制・手順	① 苦情処理台帳に記載 ② 苦情についての事実確認を行う ③ 苦情処理方法を記載し、管理者決裁 ④ 苦情処理について関係者との連携を行う ⑤ 苦情処理の改善について利用者に確認を行う ⑥ 苦情処理は1日以内に行われることを原則とする ⑦ 苦情処理についての成果を台帳に記録する
対応方針	① 担当者に苦情報告と改善について指示を行う ② サービス内容の見直し等の内部協議を行う ③ 改善内容について報告を行う

10. 事故発生時の対応及び損害賠償

利用者に事故が発生した場合には、すみやかに家族、身元引受人、市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡・報告を行なうとともに、必要な措置を講じます。

事業所側に故意又は過失がある場合には、すみやかに利用者の損害を加入する保険の範囲において賠償いたします。

ただし、利用者側に重過失がある場合には、損害賠償の額を減ずることがあります。

当施設は、損害保険ジャパン株式会社の社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」に加入しています。保険の対象範囲は、施設が利用者に対し、業務中の事故により法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。

11. 秘密保持

事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らすことはありません。

また、従業員が退職後も、業務上知りえた利用者または利用者の家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

ただし、利用者が緊急医療を必要とするとき、又は円滑なサービス提供を受けることができるよう援助する場合は、関係機関に利用者の必要な情報を提供することがあります。

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者は、施設長 池田 泉です

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

1 3. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 4. 心身の状況の把握

介護サービスの提供に当たっては、施設が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 5. その他

通常の事業実施地域以外の交通費については、地域を越えたところから1 kmあたり20円の負担が必要となります。

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、入居者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

(説明者)

唐松莊居宅介護支援事業所

職名

氏名

印

私は、本書面により事業所から居宅介護支援サービスについての重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏 名

印

(署名代行者)

私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住所

氏 名

印

署名代行の理由 ()

(利用者の身元引受人)

住所

氏 名

印

続 柄